

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。
 ※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 ※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 ※3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 ※4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

エ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

2 海 域
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- ※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ※2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- ※3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- ※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ※2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物がおもに漁獲される
- ※3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(年平均値)			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LA)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	

エ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-4 水質汚濁に係る環境基準等の概要

4 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海 域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海 域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海 域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海 域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海 域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海 域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-06 土壌汚染に係る環境基準等の概要

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 ℓにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.1mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき0.05mg以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-07 山形県環境学習支援団体 認定一覧

平成31年3月31日現在/39団体(村山22・最上5・置賜5・庄内7)

地域	施設・講座の別 (認定年度)	団体名称及び所在地	主な分野	提供している環境学習内容
村山地域	施設講座 (16)	東北電力株式会社 山形支店 山形市本町2-1-9	エネルギー	小中学校にむいたの講座・実験や、発電所やPR館の見学を通して、発電のしくみや電気の使われ方、地球温暖化、省資源・省エネルギー、新エネルギーについて学習する。
	講座 (16)	株式会社山形県建築サポートセンター 山形市城北町1-12-26 (山形県建築会館内)	省エネ	住宅の省エネルギーやシックハウス症候群等に関する講習会の開催及び出前講座により、住宅環境や省エネルギーについて学習する。
	施設講座 (17)	株式会社クリーンシステム 山形市飯塚町字中河原1629番地の5	リサイクル	工場に運び込まれるごみの種類やリサイクルの基礎知識について講義を受け、実際に再生骨材、合板用チップ、RPFにリサイクルされる工程を見学・体験することにより、資源リサイクルの大切さを学習する。
	講座 (18)	公益財団法人山形県みどり推進機構 山形市大字長谷堂字馬場2265	自然環境	「県民の森」「源流の森」での森林を活用した自然環境学習を通じ、自然保護、地球温暖化防止、森林について学習する。森の中や水辺での自然観察や、木工クラフトなどが体験できる。
	施設講座 (19)	特定非営利活動法人環境ネットやまがた 山形市上桜田3-2-37	地球温暖化	「山形エコハウス」の見学、各種講座、セミナー等の講師派遣のほか、キャンドルナイト等の普及啓発イベントを実施することにより、地球温暖化防止や環境保全について学習する。
	施設講座 (20)	トヨタカローラ山形株式会社 山形市南一番町1-15	地球温暖化	本社屋上に設置された太陽光発電パネル他発電設備の見学やエコドライブ講座、小学5年生を対象とした「日本の自動車産業と環境」をテーマとする講座を通じ、地球温暖化防止や省エネルギー、新エネルギーなどについて学習する。
	施設 (24)	日本地下水開発株式会社 山形市松原777	エネルギー	本社社屋や西部工業団地内事務室内に設置された地下水熱や地中熱を活用した冷暖房システムの見学を通じ、地中熱や地下水熱の活用の仕組みを学習する。
	講座 (25)	特定非営利活動法人山形県自動車公益センター 山形市大字漆山字行段1422番地	地球温暖化	自動車の運転方法による燃費向上と二酸化炭素排出量削減(エコドライブ)について学習する。
	施設 (25)	株式会社山形県自動車販売店リサイクルセンター 山形市大字漆山字行段1422番地	リサイクル	使用済み自動車を解体・資源化するリサイクルセンターの見学と、商品化された自動車部品を販売するエコショップ・カーセンターの見学を通じ、リサイクルについて学習する(東根市、鶴岡市の2か所受入)。
	施設講座 (28)	ネットヨタ山形株式会社 山形市東青田5丁目1-1	地球温暖化	自動車と環境について、施設見学や出前講座により学習する(小学生対象)。また、「エコドライブ教室」での座学や実際の運転により、燃費向上、排気ガスの抑制等について学ぶ。
	施設 (28)	株式会社メコム 山形市香澄町2丁目9-21	エネルギー	山形市初メガソーラー発電所内見学等により、再生可能エネルギーや蓄電システムの仕組み、環境教育映像の視聴により自然保護の大切さを学習する。
	講座 (28)	やまがたヤマネ研究会 山形市前田町11-5-103	自然環境	野生動物の保護保全に関わる自然環境体験学習(野外講座・屋内講座)を提供する。調査体験・動物観察・標本観察などを通じて、生物多様性を意識した生物との関わり方について学ぶ。
	講座 (18)	山形県森林インストラクター会 上市市中山3525	自然環境	森林体験を通して森林の働きやしくみを学習することにより、自然保護、地球温暖化防止などの環境に対する意識を育み、森林と人との関係を考える。
	施設講座 (20)	有限会社蔵王マウンテンファーム 上市市永野2191-23	自然環境	牧場体験を通じて、食・いのちの原点は森林にあること、自然の恩恵を受けて生活や産業が成立していること、農林業における自然の循環などを学習する。
	講座 (23)	高木イバラトミヨ保存会 天童市老野森1丁目1-1	自然環境	県指定天然記念物の魚「イバラトミヨ」の生息地である高木地区のひょうたん池や高木川流域の動植物の生態を観察し、イバラトミヨの保護や地域環境保全のあり方について学習する。
	施設講座 (28)	ソーラーワールド株式会社 天童市鎌田2丁目1-11	エネルギー	再生可能エネルギーをふんだんに活用した建物(事務所)見学を通じ、再生可能エネルギーや地球温暖化防止の必要性などについて学習する。
	施設 (28)	株式会社POWER E NEXT 天童市中里7丁目3-33	エネルギー	4.2haの敷地内に設置されたパネル9,108枚の太陽光発電所の見学を行い、再生可能エネルギー、大規模太陽光発電の仕組み、パネルの設置角度や季節による発電量の変化を学習する。
	施設 (24)	株式会社エフピコ 寒河江市中央工業団地162番地 (山形選別センター)	リサイクル	スーパーの店頭等から回収されるトレーや透明容器のリサイクルのための選別センターの見学等を通じ、ごみの減量化、資源の有効活用、二酸化炭素削減について学習する。
	施設講座 (30)	元泉地域農地・水・環境保全組織運営委員会 西村山郡河北町字畑中120	自然環境	河北町唯一の在来めだかを放流した水田「めだかの学校」での体験活動を通じ、生態系、草花や生き物、田んぼの役割、水田環境保全の大切さなどについて学ぶ。